

規制改革推進会議（第11回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成29年2月23日（木）16:30～16:48

2．場所：合同庁舎4号館12階1203会議室

3．出席者：

（議長）大田弘子

4．議事概要：

大田議長 第11回規制改革推進会議が終わりましたので、報告いたします。

きょうの主なテーマは2つです。民泊新法の検討状況について、と旅館業法の改正についてです。

民泊新法の検討状況については、観光庁のほうから、皆様のお手元にあるような資料を使って説明がありました。ここで必ずしもクリアになっていない点について委員から質問が出されましたので、そのQ&Aをまとめる形で御紹介いたします。

まず、年間提供日数の上限180日について、いろいろな議論がこれまであったと聞いておりますが、180日は予約可能日ではなく、あくまで宿泊の実績でカウントするという、提供日は連続していなくてもいい、ということです。

それから、特区による民泊が既にスタートしておりますが、特区で提供している民泊と、今回の民泊新法で提供する民泊との関連はどうなるのか。これは、どちらかを選ぶという答えでした。民泊新法で届け出を出せば民泊新法にのっとった形で提供する。特区で申請を出していればそれでやる。両方は併存ではなくて、変更する場合は一度届け出を廃止して、新たに届け出を出すということです。

次に、お手元の資料の5ページ、「地域の実情の反映方法（条例等）の案について」、ここが一番議論になりました。

まず、条例の主体はどこが中心なのかということ、やはり都道府県が主体である。つまり、都道府県と保健所を設置する市と、両方が条例を定めることはあるのかという質問に対しては、それはない、基本は都道府県だと。また、なぜ保健所を設置する市なのかということ、保健所というのは、中核市に置かれ、これまでも旅館業法の手続をやっていたりして、自治体の体制が整っている市であるからという説明でした。

それから、目的として「民泊による騒音の発生その他による生活環境の悪化の防止」と書かれていますが、この「その他」というのは何なのかという質問に対して、地域の中で受忍しがたい不便が生じることで、騒音以外には、例えば悪臭であるとか、狭い道路が車で動かなくなるといったような例が挙げられました。あくまで生活環境の悪化の防止であって、需給調整による制限はないということでした。しかし、生活環境の悪化をどうやって判断するのかということ、あくまで法の趣旨は民泊の健全なルールということですので、

合理的な範囲で、という御説明でした。

次に、規制できる内容に「（対象区域を設定の上で）民泊の提供期間」とありますが、この対象区域をどう設定するのか。また、民泊の提供期間をどう設定するのかという質問に対して、お答えとしては、法の目的に照らして合理的な範囲で設定していく、と。今後、政令などで定める基準を通して考え方を示していく、という御説明でした。

私どもとしても、今後、政令等を通して示される基準についてフォローアップをしていきたいと思っております。以上が主なQ&Aです。

私からは最後に、昨年6月の規制改革実施計画に沿った内容となるようにということを変更をお願いいたしました。特に、地域の実情の反映、自治体の条例等による制限が最小限かつ例外的になることを私どもはずっと求めております。少なくとも、今の説明の内容から後退することのないように、そして、これが観光庁の言う合理的な範囲ということになるよう政令等を通して基準を示していただきたいということをお願いしました。また、ICTをなるべく活用して、規制は最小限にしていきたいと要請しました。また、施行期日は公布から1年以内ということですが、民泊推進の観点から、一日も早く、より早期の施行をお願いしたい、と。見直し規定は施行から3年後というお話でしたが、私ども規制改革推進会議としては、3年経過前であっても見直しの議論を行うことを妨げるものではないと理解しているということを確認いたしました。

民泊新法については以上です。

次の旅館業法につきまして、これも資料をごらんいただくとおわかりになりますように、私どもが意見として示したものはかなり酌み取っていただいております。構造規制については撤廃、もしくは最小限の範囲で定性的な表現がとられるという形になっています。

これについてのQ&Aで、私どもの意見では、構造設備の基準の規制全般について撤廃かゼロベースで見直すということを要望しておりましたので、ここに掲げられている構造設備の基準以外はどうなっているのか、と。これに対して、それについても全般的に見直している、要綱も含めて法律施行まで並行して見直しを進めるという答えでした。

それから、地方で定めている条例は今後も残るのか、また条例で上乘せ規制が行われているが、これについてはどうするのかという質問に対して、今回の改正の趣旨を、都道府県に周知して、適切に対応するよう働きかけていくということでした。特に条例で示していないものを要綱という形で行政指導している例があるわけですが、これについては、過剰な行政指導による規制がなされることのないよう周知させていくという答えでした。

3つ目に、施行期日はいつになるのかということで、これは、法改正の後、政令を見直し、法律改正にあわせて自治体とも調整し、パブコメをかけてという手続があるので、やはりどうしても1年はみたい。しかし、なるべく10カ月以内にはやりたいという答えでした。見直し規定は3年となっております。これは、民泊新法にあわせて3年ということにしたと。これに対して、3年経過前であっても規制改革推進会議としては必要に応じて見直しの議論を行いたいということで最後に確認いたしました。

これに加えて、ホットラインについての報告を行いました。これについては格段の意見はありませんでした。

私から以上です。

司会 それでは、御質問がある方は挙手の上、お名前と所属をおっしゃって、簡潔に御質問いただければと思います。どなたかおられますか。

記者 2点お願いしたのですけれども、民泊の観光庁からの説明は、180日だとか御回答があったと思うのですけれども、それについての評価みたいなものを聞かせていただけますか。

大田議長 180日をめぐってかなり激しい対立があったと聞いておりますので、180日という日数がきちんと確保され、しかも、それは宿泊実績でカウントし、連続している必要はないということが進んでいることは評価いたします。

記者 もう一点が旅館業法の関係ですけれども、厚生労働省の資料の改正の概要のところにある無許可営業者に対する罰金の上限額の引き上げについては、きょうの議論の中で厚生労働省から何か説明があったのでしょうか。

大田議長 これについて事務局から補足してください。

事務局 現行の旅館業法の罰則は、懲役と罰金がありますけれども、現行3万円とある規定については100万円に改めるという説明がありました。

記者 ありがとうございます。

司会 では、どうぞ。

記者 民泊新法の民間の委員からの意見につきまして、先ほど御説明いただいた地域の実情の反映が最小限になるようにとか、ほかに何か民間の方からの意見があったらお伺いできますでしょうか。

大田議長 私どもが以前に議論したときに幾つか提言しておりますので、それに沿ったものになっているかどうかという質問が多かったです。一番の議論になったのは、条例に関してこれが過剰な規制にならないような担保はどこでなされるのかということですね。条例で設定地域であるとか提供期間というものが決められると、基本的に歯どめがなくなるのではないかという懸念がありますので、そこについてどういうイメージか、何か歯どめはあるのかといった質問や意見が多かったです。提供期間というのは、例えば夏休み期間とか、そういうイメージのようなのですが、少なくともゼロ日というようなことはないというのが観光庁の御説明でした。しかし、1日となった場合にそれはとめられるのかという指摘がありまして、そこは合理的な範囲で決められるように趣旨をきちんと周知させたい、と。それで、政令等で基準を定める形で一定の考え方を示していきたいということが出されました。

事務局から何か補足がありますか。

司会 観点としては、あとはインターネットの活用ということですか。

大田議長 そうですね。これは個別の話ですが、資料に宿泊管理者に係る制度、住宅

宿泊仲介業者に係る制度について書かれていますが、これはそれぞれインターネットで、ITでできるのか。宿泊名簿はどのようなのか、といったようなことでした。

ここは、観光庁と意見が食い違ったことは何かありましたっけ（事務局に）。

司会 いいえ、できるものは全てやりますということで、具体的にはこれから検討するというような言い方だったと思います。あともう一点言えば、管理事業者が空き家の隣に住宅がある場合という。

大田議長 そうですね。家主が自分の隣の持ち家を民泊として提供する場合はどうなるのかということに対して、この場合は管理業を兼任してもらおうという答えでした。それと、管理業者に委託する場合の管理料はどうなるのかという質問があり、これに対しては、市場メカニズムに委ねるという答えでした。

そのほか、さっき御説明した条例の目的に関して、例えば騒音も、何を騒音と感ずるのかというのは人によっても違うので、自治体の判断で決めるようにした場合に過剰な規制になるのではないかと指摘がありまして、これについても、先ほどの合理的な範囲ということで周知していきたいということでした。

司会 ほかはいかがですか。

記者 2点お願いします。営業日数のところですが、きのうの自民党の部会で、表現として180泊という表現を使っていたようなのですが、そのあたりのことについてきょう何か説明があったのかどうかという点。あと、民泊新法と旅館業法の改正の施行日についてですが、タイミングとして同じタイミングになるのか、それとも特に関連性はないのか。そのあたりは何か御説明があったら教えてください。

大田議長 きょうは180泊という話はありませんでした。それと、民泊新法と旅館業法の施行日を関連させるという説明はありませんでした。ただ、旅館業法自体も民泊新法に絡む部分がありますので、そこは含めていくというだけで、関連性としてはそれだけです。

司会 ほかはどうですか。どうぞ。

記者 念のため確認なのですが、きょうは法案が2本かかったというか、審査されたと思うのですが、これは一応、規制改革推進会議としては了としたという理解でよろしいのでしょうか。

大田議長 了としたというより、私どもとしては、以前に要望をきちんと出しており、それがどうなっているのかを今回聞いたということです。それでやはり懸念が残る点について指摘しました。今後示される基準に対してもフォローアップをしていきます。3年の見直しを待たずに規制改革推進会議として議論するのは妨げないですねという確認もしたということです。

記者 わかりました。ありがとうございます。

司会 ほかはいかがですか。よろしいですか。

それでは、きょうの記者会見を終了いたします。

大田議長 ありがとうございます。